



農林水産政策研究所の 組織機構改革の経緯と概要(上)

篠原 孝

はじめに

2001年4月1日、農林水産政策研究所（以下、「政策研」という）が発足した。戦後すぐの1947年、東畑精一東大教授を所長に迎えて創設された農業総合研究所（以下、「総研」という）を引き継いだものであり、一連の行政改革の中で、農林水産行政の企画・立案に参画することを研究所の名前の中に明確に打ち出したものである。研究三部の名称も新たになり、組織的には大改革が行われたが、名が体を表すようにするためにはこれからが本番であり、その意味でまだ改革の緒についたばかりともいえる。

今回の組織機構改革には、多くの人たちが関与しているが、私が1998年8月に農林水産技術会議事務局研究総務官を拝命してからほぼ一貫していわゆる「総研改革」に携わってきたので、その経緯と改革の目指すべき方向を本誌の紙面をお借りしてまとめ、今後の改革の一助としたい。

構成は下記のとおりであるが、紙面都合と私のとりまとめの速度の都合上2回に分けて掲載することとする。

はじめに

1. 組織機構改革の検討開始
 - (1) 行政改革会議の考え方
 - (2) 組織機構改革の基本理念
2. 総研の組織的特徴
3. 検討経緯（以下次号）
 - (1) 本省における検討
 - (2) 研究所における検討
4. 要求等の成立
5. 新組織の発足
6. 今後の展望

1. 組織機構改革の検討開始

行政改革の波が押し寄せる中、総研でも野中和雄所長の下、改革案が検討され始めた。丁度同じ頃（1998年8月）、私が農林水産技術会議事務局研究総務官を拝命した。目前の業務として、独立行政法人化（以下「独法化」という）する自然科学系研究機関の再編整備の問題があったが、私が気になったのは、唯一独法化をまねがれた総研の改革であった。三輪壽太郎局長は、当然のことながら、5千人を擁する農林水産省の研究機関の独法化に頭を悩ましておられたが、私は、「他の機関も皆一緒に独法化するのだから、流れに沿ってやっていけばよい」といった失礼なことを言ってしまったことを覚えている。それに対し、総研については、何もしないでいようと思えばそれですまされるかもしれないが、この機会に活性化しなければ、改革のチャンスを失うと考えた。

日本の組織は、外から言われないとなかなか動こうとしない。しかし、物事を進めるのに外からたがをはめられてやるのと、自らいろいろグランドデザインを描けるのとでは、後者が進めやすいことは明らかである。

幸いにして、総研は独法化しなくてもよいことになったが、その分どのように改革しようか我々自身に任されたことになる。それに他のすべての試験研究機関が独法化に向けて作業中であり、その中で総研改革も同時進行で進められるメリットがあった。そこで、私は三輪局長に、総研改革は任せてほしい旨申し出て、総研改革に着手した。そして、木下敏之農林水産技術会議事務局（以下、「技会事務局」という）総務課補佐（現佐賀市長）と二人で秘密裏に組織改革プランの検討に取りかかったのが1998年10月のことであった。

（1）行政改革会議の考え方

行政改革会議は、国の組織を政策の企画・立案機関と実施機関に分け、後者は独法化する方針を打ち出し、なるべく多くの組織を独法化する方向で動いていた。例えば、私の前職で携わった農林水産統計組織は、各省の統計組織を統合して民営化することを求められていた。それを阻止するために、いろいろなペーパーを作り、与党国会議員等とは違っていつもとは異なる関係者の根回しに奔走した。その功を奏したのか、約6千人の農林水産統計組織は国の機関のまま残ることができた。当初国の試験研究機関も同じように（大）科学技術省の中に統合して独法化する方向で動いていた。前述の木下補佐が、数回私の所に来て対応方法を聞きにきていた。しかし、大科学技術省にならなかったが、ほとんどすべての自然科学系の試験研究機関の独法化は断行されることになってしまった。

ところが、どこの省庁も社会科学系の政策研究機関だけを国の機関として残したい、といった要望をしていたわけではないのに、独法化の例外扱いされることになった。総研の例でいえば、1963年の筑波研究学園都市への国の試験研究機関の移転（閣議決定）にはこぞって反対し、1967年、行政との緊密な連携を理由に現在地西ヶ原に残す旨が閣議決定されたが、それと好対照である。

つまり、我々が何も要請をしないのに、行革会議ないし中央省庁等改革推進本部（以下

「推進本部」という)は、総研を農政の企画・立案そのものに参画していると考えて、国の機関として残ることを認めたのである。私は、この後、総研に異動となり、改革を現場で担当することになるが、その際「夥しい誤解を受けたのだから、少しぐらい誤解に近づくように政策研究をしないとバチが当たるんじゃないか」といつも冗談に言っている。

行政改革は今までも何回も行われてきた。例えば、同時併行して地方分権も規制緩和も動いていたが、この二つは各省のヒアリングが頻繁に行われていた。ところが、省庁再編がらみのことについては、行革会議の場で2～30分与えられただけで、大体においてそれこそ「エイヤー」の決定であり、試験研究機関の独法化と国の機関として存続の線引きはその典型のように思われた。

試験研究機関でみると、各省一つの政策研究機関と国家権力に係るもの(科学警察研究所、防衛研究所、国立感染症研究所等)が例外的に独法化の対象外とされ、国の試験研究機関として存続を認められることになった。

つまり、ありていに言えば、つくば移転の時は総研のほうから行政との連携の必要性を主張して他の自然科学系の試験研究機関と異なる扱いを受けたが、今回は、当方からの働きかけのない中で、推進本部は、全く同じ理由(行政との連携の必要性)から他省庁の政策研究機関と同列に位置づけたのである。この決定から推進本部が、政策の企画・立案に関する部門は拡充強化して国の機関として位置づけていることがうかがえる。

そこで、最初に作成した資料が各省の横並びをみる資料1である。1998年10月22日の日付になっている。

ここで、解説を要するのは、後段の「研究職の場所間異動状況」である。

私は、推進本部が「社会科学系」を例外扱いしていることから、農業研究センター等の経営の研究者も総研の研究者として位置づけ、双方が一体的に研究しているので国の研究者として残すことを考えついた。

行政改革というと各省とも何でも抵抗、言い訳するのが一般的だが、私は、もう一つできあがった方針に乗って改革していくことも考えていた。つまり、今回の行政改革の流れに沿った形で、政策研究の強化を図るため、110名と総研の50名の倍以上にのぼる農業経営の研究者を政策研の研究者として残した方が何かと都合良いと考えた。そして、その理由として、人事も一体だという表を作りたかったが、私の企ては最初から挫折した。閉鎖的な総研は、資料1に明らかとなおり、他の試験研究機関とはほとんど人事交流をしていなかったのである。

後に詳述するが、建設省の技術系は行政と研究の垣根もなく人事を一体的に行っていることから、他の自然科学系試験研究機関が独法化される中で2000年4月に国土技術総合研究所の新設が認められている。行政と一体であることを人事が証明したからである。

(2) 組織機構改革の基本理念

前述のとおり、当時、総研内部でも野中和雄所長の下、総研の自己改革の検討が進められていた。私も、その成果を見させてもらい、思いは同じであることにほっと安堵した。

しかし、しばらくは刷り合わせをせずに、別々にそれぞれの立場から総研改革の方向を検討することとした。

理屈上考えられる改革案は、次のとおりに分類された。

国の研究機関として存続

他の試験研究機関と同じく独法化する

本省の関係部局に振り分けて（例、海外部と国際部、農業構造部を構造改善局）廃止する。

独法化する他の試験研究機関に振り分けて（農業構造部を農研センター、海外部を JIRCAS）廃止する。

この四つの道筋のメリット、デメリットを木下補佐と二人で議論した。その結果をまとめたのが資料 2 である。

いま、読み直してみると、ほとんどの問題点が網羅されていることがよくわかる。

この間に、私は旧知の総研関係者に内々に意見を聞いてみた。当然のことだが、いきなり四つの考えをぶつけられてもすぐ答えの出るものではなく、全員が悩んでいた。ただ、私とてどれがいいと決めていたわけではなく、基本的にはどちらがよいということではなく、あくまで中立で、まずは研究者の総意を重視すべきと考えていた。

そうこうするうちに、1999 年 1 月 14 日、島本富夫所長、白石和良企画連絡室長という新しい体制になった。そこで、頃合いやよしということで私の考えていた構想をぶつけて討議に入った。数回やりとりした後、国の研究機関すなわち政策研究機関として改革していくという方針が確認された。

そうなるとあとは簡単である。

推進本部の意図したとおりの方向、すなわち政策研究を重視する研究所への衣替えである。独法化するなら、どのような研究所でもある程度許されようが、国政の企画・立案に寄与することを前面に押し出した研究所にしないとならない、そもそも、政策研究機関だからこそ、つくば移転の例外とされ、はたまた、独法化の対象外とされたのであり、本来から行政との一体性を保つ政策研究所だったのである。総研はもともと理論上は、まぎれもない政策研究機関であり、外からはそうとしか見えなかったのである。

そこで、早速インターネットを駆使して、各省庁の社会科学系の政策研究所の概要を調べ始めた。

後述するが、総研で本格的で組織機構改革に着手した時には、2～3 人ずつチームを組んで直接出向いて研究所の概要を伺う形でより濃密にこの作業を継続して行うこととなった。なぜならば、他省庁、特に経済官庁の研究所はまさに政策研究所として機能していたからである。

そして、これまた後々何度も練り直すことになった、各省の政策研究所の一覧表（資料 3）を作成した。この表を見ると総研の独特の性格がにじみ出てくる。

2．総研の組織的特徴

しかしながら、総研は、以下の点で組織的には他省庁の政策研究機関よりもむしろ当省の自然科学系の試験研究機関と同じ性格を有している（括弧内は他省庁の政策研究機関）

研究者（研究職）が研究する（行政職）

研究者の採用も基本的には総研独自で行っている（行政官として採用）

農林水産技術会議事務局に所属する（官房等政策担当部局が所管）

霞ヶ関に所在しない（省内にある）

所長も基本的には研究者（行政官、外部研究者）

經常研究が中心である（プロジェクト研究が中心）

研究テーマも研究者が自主的に決める（→行政が若干関与して研究テーマを決定）

個別の研究室がある（大部屋）

研究者（研究職）が研究する（行政職）

個別の研究室がある（大部屋）

農林水産省は経済官庁であり、横並びとしてはやはり経済官庁を第一義的な比較の対象としなければならない。経済官庁の中で研究職が存在するのは、経済研究所だけだった。しかも、それとてずっと研究職の者はおらず、行政職の者が研究所に異動した時にだけ研究職となり、行政部局に異動になる時に再び行政職となるだけであつた。前述のとおり、建設省の技術系技官と研究所も同じ手法で人事異動が行われていた。後々、我々は行政との「人事交流」として大袈裟にしているが、経済研究所等は極めて当然のこととして行政部局と研究所の間の人事異動がごく普通に行われていたのである。つまり、経済研究所はいつてみれば、一つの局と同じ扱いであり、人によって数回行くこともあるし、まったく縁もない人もいるという具合であつた。それは、当省でいえば食糧庁勤務を何回もする人と縁のない人がいるのと全く同じことである。

そして、それ以外の大蔵、通産、郵政の各省には研究職は存在せず、研究所に行政職のまま移動し、1～3年研究ないし研究管理をして再び行政に戻るといった仕組みだった。

それに対し、国立教育研究所、国立社会保障・人口問題研究所は研究者は全員研究職で、行政との異動などほとんどなく総研と同じシステムであつた。

後に、総務庁への説明の時にも問題になったが、経済官庁の中でなぜ当省にだけ専属の研究職が必要とされるか考えてみると、民間に研究者を擁する土壌なり余裕がないということにつきると思われる。それに対し、一般経済なり、産業全般だと数多くの大学に経済学部や商学部があり、また野村総合研究所や三菱総合研究所に代表されるように銀行系・証券系の研究所が数多くあり、民間研究者が多くいくらでも調達できる。教育も社会保障も国の関与が大きく、民間には研究者が少ないため、国の研究機関が研究者としていないとならないのは、農業と同じということではないかと思われる。

更に細かいことだが、専属の研究職がいる経済などは研究者には個室が与えられている

のに対し、他は役所の大部屋と同じ配置になっている。別に規則で決められているわけではないが、行政官を経験したものは大部屋になれており、個室でなくとも論文を書けるし、仕事ができるということかもしれない。

研究者の採用も基本的には総研独自で行っている（行政官として採用）

に関連するが、他の経済官庁は当然の帰結として、研究職の採用をしていない。行政職がたまたま研究職に異動するだけで、行政職担当部局とまったく同じ扱いをしている。前述のとおり、経済研究所だけが職種を変更しているが、研究所の独自の採用まではしていない。従って他の経済官庁の研究所ではもともと行政のマインドを持って研究する人たちの集団なのであり、黙っておいても行政の方向を意識した研究テーマを選ぶことになる。それに対し、行政経験がない研究者だとどうしても行政ニーズと少々かけ離れた研究テーマに流れやすくなる。

総研の場合、農業経済職、経済職、法律職等の国家公務員経験を経て、研究者になりたい人を最初から研究職として採用している。最初から研究をやりたがっていたのに、2年は行政を経験しろとかいわれて渋々従った者もいるが、通常は直接総研に採用されている。50数人の研究職のうち、10人弱が行政官から研究者に転じた者が占めているが、逆（研究職から行政に転じた者）はほとんどいない。また、数は少ないが、選考採用されている者もいる。

採用についても、他の自然科学系研究所と比べて総研はなかなか一筋縄ではいかない状況である。

いわゆる理科系は、相当の人が大学院まで行く時代となった。その実態を踏まえて、大学院を終了し博士号を持ったものしか採用しない研究所も増えている。ところが、農業経済学科は、理科系の農学部にあり大学院へも同じ割合で進むが、他の学科は博士号が博士課程終了と同時に取得できることが多いのに対し、農業経済学科は、社会科学系でもあり簡単には博士号をとれない事情がある。そのため、博士号を持った若手を選考採用で採用する条件であるが「博士号取得者ないし同等の者」を満たす者が少なく、なかなか選考採用ができない状況にある。

農林水産技術会議事務局に所属する（官房等政策担当部局が所管）

総研の当省での位置づけが不明確であった。

他省庁は経済官庁でなくとも政策担当部局と直結している。ところが、総研は、行政と一体と位置づけられながら、技会事務局の下にあり、政策担当部局と組織的につながっていない。これは、技会事務局と同等の組織の通産省工業技術院が通商産業研究所を所管していないのと大きく異なる。通産省の他のすべての自然科学系研究所が工業技術院の下に位置づけられているのに対し、通商産業研究所だけは官房総務課と企画室が直結している。まさに、政策研究所として明確に位置づけられているからである。

昔、企画室に3年在籍した時に総研の併任になったが、企画室の中で総研の研究につい

てあれこれ議論した記憶はない。また、後に技会事務局の研究総務官として1年勤めさせていただいたが、総研のプロジェクト研究のために幹部が議論したことはない。予算額も研究者も少なく、技会事務局内での扱いは端牌でしかなかったことがうかがえる。組織的につながっていないくても、官房企画室なりが実質的に総研と深く係わっているかということそうでもなく、総研は結局どこの行政部局とも直接的な関係がない、妙な研究所だったという事がいえる。その結果、どこからもあれこれ注文をつけられることが少なく、自由気ままな研究ができたことになる。また、行政が関心を示さないののでついつい関心を持ってくれる学会向けの研究に向いていたと思われる。

従って、総研のプロジェクト研究もつくばの研究の延長線上でとってつけたような形でさせられたのが大半で、総研の研究が中心になっているものは少なかった。これでは、総研の研究者もプロジェクト研究に本気で取り組む意欲をなくしても仕方がない面もあったと思われる。

霞ヶ関に所在しない（ 省内にある ）

経済研究所、財政金融研究所、通商産業研究所は、本省の建物の中にあつた。郵政研究所（狸穴）、科学技術政策研究所（永田町）は、本省から1～2kmの距離であつた。政策担当部局との密着性が追求されない国立教育研究所だけが遠く離れた場所（目黒）にあつた。

理想的な配置だったのは、国立社会保障・人口問題研究所で、1997年から旧家庭裁判所の7、8階に厚生省統計情報部（1～6階）とともに入っていた。諸々の研究に統計は不可欠だが、特に人口問題など統計こそ研究の中心になることからして誠に合理的な組み合わせといえよう。司法ビルができ、家裁が移転した時に真っ先に手を上げて認められたという。更に、行政改革の一環として、社会保障研究所と人口問題研究所が統合したことも新しい居所を与えられたきっかけになったという。

更にもうひとつ、外務省所管の財団法人日本国際問題研究所は、霞ヶ関ビルの中にあつた。外務省は、国の外交政策研究機関をもっておらず、この研究所がまさにその役割を演じていた。次長に外務省のキャリア官僚が出向し、情報担当部局なり官房の幹部会合には出席していた。至近距離にありつかず離れずの関係が保てる絶好の場所だというのは当の次長の名言だった。

こうしてみると物理的距離というのも、研究所の性格に大きく影響していることがわかる。本省内にある研究所は、行政との関係もかなり深く、離れるに従い独立性を増しているように思われる。その意味からすると、近すぎず遠すぎずすぐ隣の建物（厚生省）なり、歩いて数分の建物（外務省）というのが、研究所と行政の関係には一番理想的のように思える。

所長も基本的には研究者（ 行政官、外部研究者 ）

研究所がどういう性格かは、所長がどういう人かにも大きく左右される。

例えば、極端な例だが、環境問題で世界に警鐘を発するワールドウォッチ研究所のレスター・ブラウン所長はまさに研究所の顔そのものである。総研の初代所長で10年も勤められた東畑精一所長も、まさに総研の存在を世に知らしめた顔であった。

経済研究所と財政金融研究所の所長は現役の役人が就き、その後〇〇局長になっていた。通商産業研究所は、青木昌彦スタンフォード大教授を兼任の所長に役人が次長を勤めていた。郵政研究所も兼任の学者所長と役人次長という配置である。

それに対し、研究職を擁し、学術的な国立社会保障・人口問題研究所は、学者や研究者が専任所長となっている。また、国立教育研究所と科学技術政策研究所は、局長、長官がそのまま横滑りして就くか退任して就くかの差はあるが、行政官の局長経験者が所長となっていた。(財)日本国際問題研究所は歴代外務次官の中でも特に大物といわれる者が就き、財界等ににらみをきかす形をとっている。

さて我が総研は2代続けて東大の農業経済の大家がそれぞれ10年ずつ勤めた。その時には次長が置かれたが、その後、生え抜き所長が就任してからは次長は置かれていない。その後一人局長OBが所長に就いたこともあったが、研究者所長が二代続き、その後四代続いて局長OBが就任した。

他省庁の研究所長も様々な者が就任しているが、学者、行政官OB、研究者と三者が就任している研究所はない。ただ現役の行政官は一度も就任していなかった。総研の農林水産省おける位置づけの不明確さがそのまま所長人事に反映していたものと思われる。

経常研究が中心である（プロジェクト研究が中心）

研究テーマも研究者が自主的に決める（←行政が若干関与して研究テーマを決定）

経済官庁の研究は、調べてみて驚いたが、ほとんどプロジェクト研究（共同で行う大きなテーマの研究）で、何人かの研究者が自らテーマを立てて行ういわゆる経常研究は行われていなかった。郵政研究所で若干みられた程度である。研究職への職種替えが行われる経済研究所でも同じようにプロジェクト研究のみが行われていた。総研のテーマが、研究者の自主性に任されるのと大きな違いであった。

しかし、研究テーマ自体は行政からの要望とか命令ではなく、研究所自身で決められており、大蔵省、文部省で、行政と研究所で若干調整する会合が持たれている程度だった。

資料 1

1. 行革会議最終報告別表 1 の作成経緯

直接行政活動に携わるなど、特別な業務に当たるものとして検討対象から外された試験研究機関（第 36 回行政改革会議資料（H9.11.12））

国家公安委員会	科学警察研究所
防衛庁	防衛研究所
環境庁	国立水俣病総合研究センター
法務省	法務総合研究所
大蔵省	関税中央分析所
厚生省	国立感染症研究所，国立医薬品食品衛生研究所

政策研究機関として検討対象から外された機関（第 39 回行政改革会議資料（H9.11.19））

経済企画庁	経済研究所
科学技術庁	科学技術政策研究所（最終報告でリストから削除）
大蔵省	財政金融研究所
文部省	国立教育研究所，国立特殊教育総合研究所
厚生省	国立医療・病院管理研究所，国立社会保障・人口問題研究所
農林水産省	農業総合研究所
通商産業省	通商産業研究所
郵政省	郵政研究所

2. 各省の政策研究実施機関

省庁名	研究機関名	全職員数（研究職数）	推進本部の指摘（H10）
農林水産省	農業総合研究所	83（51）	存続
経済企画庁	経済研究所	80（19）	存続（民間委託の促進）
科学技術庁	科学技術政策研究所	46（9）	存続
大蔵省	財政金融研究所	57（—）	存続
文部省	国立教育研究所	91（70）	独立行政法人化
	国立特殊教育総合研究所	85（53）	独立行政法人化
厚生省	国立医療・病院管理研究所	18（9）	存続
	国立社会保障・人口問題研究所	53（41）	存続
通商産業省	通商産業研究所	47（—）	独立行政法人化
郵政省	郵政研究所	64（—）	存続

〔農業総合研究所〕

○ 定員の構成

所長	企画連絡室
	総務部
	経済政策部
	農業構造部
	海外部
	資料部

人員数計	研 究	行政（一）	行政（二）
7	5	2	—
18	—	17	1
14	14	—	—
15	15	—	—
15	15	—	—
13	2	11	—
83（＋所長）	51	30	1

○ 研究職の場所間異動状況

博士号取得者... 12 名，行政職採用者... 13 名（＋所長）

	転 入	転 出
平成 8 年	農研センター(1)，九州農試(1)，JIRCAS(1)	農研センター(2)，東北農試(1)，JIRCAS(1)
平成 9 年	農研センター(1)	JIRCAS(1)
平成 10 年	野茶試(1)，北海道農試(1)	JIRCAS(1)

「経営経済」分野で場所横断的に異動

(参考)

研究機関名	員 数	担 当 部
農業総合研究所	51	経済政策部，農業構造部，海外部等
農業研究センター	37	農業計画部，経営管理部
草地試験場	3	草地生産基盤部
北海道農業試験場	12	総合研究部
東北農業試験場	19	〃
北陸農業試験場	6	〃
中国農業試験場	15	〃
四国農業試験場	3	〃
九州農業試験場	11	〃
国際農林水産研究センター	4	海外情報部
	161	

資料 2

農業総合研究所の再編案について（メモ）

平成 10 年 12 月

1. 農業総合研究所の再編案 略

2. 各案の比較

（1）第 1 案（国の研究機関として存置）

メリット

- （ア）行政に密着した研究が行われる。
- （イ）国の機関であるので、引き続き行政と研究の人事交流が円滑に行われる。
- （ウ）今までどおり農業総合研究所の予算・人事が管理できる。
- （エ）推進本部事務局の方向どおりであり、関係者の了解が得られやすい。
- （研究者としてのメリット）
- （オ）研究者の身分が安定しており、国立大学に出向する場合にも年金の算定等の面でこれまでと同じ扱いがなされる。

デメリット

- （ア）他省庁の政策研究機関と比べて人数が多く、相当のスリム化を求められる可能性がある。その場合、メリハリをつけた部の改廃を行わなければ、中途半端な機能しか持たない研究機関となるおそれがある。
- （イ）農林省に残された研究部門は、これまでより政策に密着した研究を行うことが求められ、政策研究の基礎的部門（研究的な側面）があるそかになるおそれがある。
- （ウ）後記（オ）のデメリットがあるため、優秀な研究者の確保に支障が生じるおそれがある。
- （エ）独立行政法人は人事の自主性が強まると考えられ、独立行政法人に所属する社系の研究者の人事と農業総研の研究者の人事が分断されるおそれがある（現在でも社系研究者の 3 分の 2 は他の場所に所属）。
- （研究者としてのデメリット）
- （オ）行政機関が指定した研究ばかりをやらされ、研究者として関心のある課題について研究をすることができなくなる恐れがある。

その他考慮すべき事項

- （ア）政策研究機関になれば、官房又は政策担当部局の下に置くという議論が生じ、技術会議の傘下におくことは適当ではなくなるのではないか。
- （イ）他省庁の政策研究機関は霞ヶ関にあり、農業総合研究所を本省の建物の中に移すべきだという議論が生じるおそれがある。
- （ウ）国の研究機関として位置づけられた場合、大蔵省や通産省のように本省に研究所を置き、かつ、行政官がそのまま研究の業務を行い、外部に政策研究を委託する方が効率的ではないかという議論が生じるおそれがある。

（2）第 2 案（農業総合研究所として独立行政法人化）

メリット

- （ア）技術的研究と一体になった研究課題が、効率的に研究できる。
- （イ）推進本部事務局からは、更にスリム化したとして評価される。
- （ウ）農業総合研究所も含め、全体が同じ位置づけになるので、社系の研究者の人事が行いやすい（フィールドの制約が少ない）。

（研究者から見たメリット）

- （エ）国の下請けでなく、研究者として関心のある課題の研究に専念できる。

デメリット

- （ア）推進本部事務局の方向と異なり、関係者（組合、総研）の了解が得られるか。
- （イ）農林省には独立行政法人としての政策研究機関はあるが、国の機関としての政策研究機関が置かれないことになり、他省との均衡を失することにならないか。
- （ウ）独立行政法人としては規模が小さく、運営面で困難な点が生じるおそれがある。

（3）第 3 案（農業総合研究所として独立行政法人化）

略

資料3

機 関 名	独立行政 法 人 化	本省と 同 居	研究職がいる		客員研究員 制 度	本省の政策 担 当 課 に 所 属
			総定員 (うち研究職)			
農業総合研究所（農林水産省）	×	×	83 (51)	○	×	×
経済研究所（経済企画庁）	×	○	80 (19)	国民経済計算部が行政職（59） (19) (採用は行政)	○	○ (官房企画課)
財政金融研究所（大蔵省）	×	○	57 (—)	×	○	○ (官房調査企画課)
通商産業研究所（通商産業省）	○	○	47 (—)	× 所長は外部	○ (特別研究員)	○ (官房総務課)
科学技術政策研究所 (科学技術庁)	×	×	46 (9)	調査研究グループが行政職（18） (9)	○	○ (科学技術政策局政策課)
国立教育研究所（文部省）	×	×	91 (70)	○	○	○ (官房調査統計企画課)
国立医療・病院管理研究所 (厚生省)	×	×	18 (9)	○	○ (協力研究員)	(官房厚生科学課)
国立社会保障・人口問題研究 所（ ” ）		○	53 (41)	○ 所長は外部	○	
郵政研究所（郵政省）	×	×	64 (—)	×	○ (特別研究官)	○ (官房企画課)
農林水産省研究機関 (自然科学系)	○	×		○	×	×